

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	海外投資等損失準備金制度		
税 目	法人税 租税特別措置法第 55 条、同法施行令第 32 条の 2 同法施行規則第 21 条 法人税（連結法人） 税特別措置法第 68 条の 43、同法施行令第 39 条の 72 同法施行規則第 22 条の 45		
要 望 の 内 容	平成 24 年 3 月 31 日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を 2 年間延長する。		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）
			ー （▲6,500 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 資源エネルギーは、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものであるが、我が国においてはその大部分を海外からの輸入に依存しており、国際市況の不安定、探鉱開発地域の地理的条件の悪化、政治的不安定要因等、脆弱な供給構造を抱えている。こうした脆弱性を克服するため、資源エネルギー供給の効率化を図るとともに、長期にわたって海外における資源エネルギーの安定的な供給を確保するためにも、我が国企業による開発輸入の促進を図ることが重要であり、税制措置を通じリスクの軽減を図ることが重要である。</p> <p>(2) 施策の必要性 資源エネルギーの多くは、海外に地域的に偏在していることから、我が国においては、特定地域からの輸入依存度が極めて高い状況にある。一方、探鉱開発事業においては、探鉱段階から、開発段階を経て商業化を実現するまで、長期のリードタイムを要するとともに、コストや技術面等において極めて高いリスクを有する。特に最近では、新規資源の発見・開発の技術的困難度が従来に増して高くなってきており、プロジェクトの巨額化が急激に進む等、探鉱・開発に係るリスクが加速度的に拡大しつつある。さらに、資源国においては、例えば、プロジェクトの途中で、資源開発に係る契約・制度を自国に有利な方向に変更するといった資源の国家管理を強化する動きが大きくなりつつあり、政治経済的な探鉱・開発リスクも急激に高まっているところである。</p> <p>石油・天然ガスについては、昨今の中国やインドを中心とした新興国における需要の急増等に伴い、その需給逼迫が懸念され、また、大震災に伴う原子力発電所の運転停止により、我が国の石油・天然ガス需要が増加しているところ、我が国への石油・天然ガスの安定供給を確保するためには、これまで以上に我が国企業による自主開発を促進することが必要である。</p> <p>金属鉱物については、アジア等の新興国の急速な経済成長により、中長期的に需給の逼迫が予想される。また、中国によるレアアースの輸出制限に代表されるように資源国の政策により、資源自体の獲得が困難になりつつある。我が国は供給のほとんどを海外に依存しているため、自主探鉱開発を行い、海外鉱山の権益を獲得することは、我が国の金属鉱物の安定供給にとって極めて重要である。さらに、これらの探鉱・開発対象地域は今後奥地化が進むこと等により、開発条件の悪化が予想されるため、リスクの軽減化、インセンティブの付与が必要とされる。</p> <p>また、我が国のハイテク産業を支えるレアアースについては、中国1カ国により供給が寡占化されており、中国に意図により、価格や輸出量が決定されてしまう。このため、レアアースの新規鉱山開発に係る経済的な見通しを立てることが難しく、民間企業による新規鉱山開発リスクは極めて高いことから、リスク軽減措置が必要不可欠である。</p> <p>資源エネルギーの安定供給を実現するためには、資源供給国の多様化、資源調達コストの低減を図るとともに、資源調達面における我が国の発言力を強化する効果も有している我が国企業による自主探鉱開発を積極的に推進することが重要であり、探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図ることにより、探鉱開発投資を促進する本制度の延長は必要不可欠である。</p> <p>なお、資源確保に向けた戦略的・総合的な取組の強化については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「エネルギー基本計画」 (平成 22 年 6 月閣議決定) ・「未来開拓戦略」 (平成 20 年 4 月内閣府・経済産業省) ・「資源確保指針」 (平成 20 年 3 月閣議了解) ・「新・国家エネルギー戦略」 (平成 18 年 5 月経済産業省) <p>において謳われているところである。</p>		
	今	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け

	政策の達成目標	<p>(1) 石油・天然ガス 我が国の国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を 2030 年までに 40%以上に引き上げる。</p> <p>(2) 金属鉱物 我が国の鉱物資源の自給率をベースメタル 80%、戦略レアメタル 50%以上に引き上げるため、自主開発鉱山の開発を推進する ウランについては、ウラン燃料の安定確保の観点から、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。</p>																																										
	租税特別措置の適用又は延長期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（2 年間）																																										
	同上の期間中の達成目標	探鉱・開発事業のための投資活動を活発化させることによって、我が国企業による開発輸入の促進を図り、自主開発比率を引き上げる。																																										
	政策目標の達成状況	<p>自主開発比率の推移 (単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H18FY</th> <th>H19FY</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油</td> <td>自主開発比率</td> <td>18.9</td> <td>18.9</td> <td>15.8</td> <td>18.1</td> <td>17.9</td> </tr> <tr> <td>石油・天然ガス</td> <td>自主開発比率 (注 1)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>19.6</td> <td>23.1</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>銅鉱石</td> <td>自主開発比率 (注 2)</td> <td>37.5</td> <td>39.6</td> <td>39.7</td> <td>42.9</td> <td>43.3</td> </tr> <tr> <td>鉄鉱石</td> <td>自主開発比率</td> <td>29.8</td> <td>28.6</td> <td>33.3</td> <td>36.3</td> <td>32.5</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>自主開発比率</td> <td>12.5</td> <td>6.2</td> <td>6.0</td> <td>7.4</td> <td>10.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 自主開発比率は、平成 22 年 6 月のエネルギー基本計画における「自主開発比率」指標見直しにともない、これまでの原油(輸入分)に加え、原油(国産分)と天然ガス(輸入・国産分)を追加。 (注 2) 暦年</p>			H18FY	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	石油	自主開発比率	18.9	18.9	15.8	18.1	17.9	石油・天然ガス	自主開発比率 (注 1)	—	—	19.6	23.1	23.5	銅鉱石	自主開発比率 (注 2)	37.5	39.6	39.7	42.9	43.3	鉄鉱石	自主開発比率	29.8	28.6	33.3	36.3	32.5	ウラン	自主開発比率	12.5	6.2	6.0	7.4	10.3
		H18FY	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY																																						
石油	自主開発比率	18.9	18.9	15.8	18.1	17.9																																						
石油・天然ガス	自主開発比率 (注 1)	—	—	19.6	23.1	23.5																																						
銅鉱石	自主開発比率 (注 2)	37.5	39.6	39.7	42.9	43.3																																						
鉄鉱石	自主開発比率	29.8	28.6	33.3	36.3	32.5																																						
ウラン	自主開発比率	12.5	6.2	6.0	7.4	10.3																																						
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>(1) 石油・天然ガス 現在、探鉱開発中の案件に加え、平成 24 年度以降も新規の探鉱開発が行われる見込みであり、年度当たり 50 件程度の申請（最近 5 年間の認定件数より推計）を見込んでいる。</p> <p>(2) 金属鉱物 シエラゴルダ銅鉱山（チリ）鉱山の開発が予定されているほか、ベトナムではドンパオほか複数のレアアース鉱山、豪州ではジルコニウム鉱山、南アフリカではプラチナ鉱山の開発も予定されており、またウラン鉱山開発では近く開発に進む予定のプロジェクトが 7 件あることから、年度当たり数件の申請が見込まれる。</p>																																										
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本措置により、探鉱開発投資に対するリスクの軽減が図られ、また、キャッシュフロー改善効果も得られる。その結果として探鉱開発投資が促進されることが自主開発比率の向上につながり、我が国への資源エネルギーの安定供給確保に寄与する。</p> <p>(1) 石油・天然ガス 当該税制の認定を受けたプロジェクトの引取量は、我が国自主開発プロジェクトの 7 割程度を占め、これらが自主開発比率の維持・向上</p>																																										

		<p>に寄与しており、本税制による措置は有効であると考えられる。</p> <p>(2) 金属鉱物 本制度を活用したプロジェクトは自主開発プロジェクトの9割以上を占め、本税制の鉱山開発に対する寄与は大きい。平成 18 年には 38%であった銅鉱石の自主開発比率が、平成 22 年には 43%と着実に上昇しており、またウラン鉱山では本制度を活用した2鉱山からの生産が近く予定されていることから、本税制による措置は有効であると考えられる。</p>
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>鉱業所得の課税の特例制度(探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(減耗控除制度))</p> <p>減耗控除制度は、鉱山・油田等の開発は多額の投資を要し、次に開発する鉱山等からの収入も含めて長期的に投下資本を回収する必要があることから鉱業者による(次の自主開発鉱山・油田等の)探鉱費の確保を円滑化するための制度であり、①自ら鉱山等を開発する事業者が、②採掘収入の一定割合について将来の探鉱費を確保するための準備金として積立て、③その準備金を実際に探鉱費用に充てる場合に所得控除を認めるものである。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>(1) 石油・天然ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC) 海外探鉱等事業への出資・債務保証(出資金) (平成 23 年度予算額 : 85 億円) <p>(2) 金属鉱物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出融資・債務保証 (平成 23 年度予算額 : 121 億円) ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外共同地質構造調査(補助金)(金属鉱物) (平成 23 年度予算額 : 1.4 億円) ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外ウラン探鉱支援事業(補助金) (平成 23 年度予算額 : 9 億円)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>上記措置は、出資等によってリスクマネーを供給することを通じて資源開発企業等を直接的に支援するものである。</p> <p>一方、要望項目は、企業等の莫大な投資費用を要する資源開発に際し、準備金を積み立てることでのリスクの軽減を図り、投資の円滑化・促進に資するものである。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>本税制措置は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図るものであり、民間の探鉱開発投資を促進する上で基盤となるものである。他方、予算措置は、特にリスクが高いと考えられる案件等、一部のプロジェクトについて、JOGMEC の出資等により、民間の出資負担を軽減することにより、民間の探鉱開発投資を促進するものである。</p> <p>自主開発比率を引き上げ、我が国への資源エネルギーの安定供給を確保するためには、引き続き、探鉱開発投資を促進する必要がある、本制度を存置する必要がある。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

○損金算入額 (単位 百万円)						
年度	H18FY	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FH 見込み
損金算入額	27,888	102,561	33,962	25,318	43,480	75,045

(注)石油・天然ガス、金属鉱物の実績値。

○探鉱開発プロジェクトへの投資に係る認定件数

年度	H18FY	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY 見込み
認定件数	80件	80件	56件	50件	44件	49件

(注)石油・天然ガス、金属鉱物の実績値。同一申請者の複数利用を含む。

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

(1)石油・天然ガス
 国産を含む石油・天然ガスを合わせた自主開発比率は、平成20年度の19.6%から平成22年度には23.5%に上昇した。当該税制の認定を受けたプロジェクトの引取量は、我が国自主開発プロジェクトの概ね7割程度を占めており、これらが自主開発比率の維持・向上に寄与している。

(2)金属鉱物
 権益分の銅鉱石輸入量に占める当該税制利用比率は平成22年86%となっており、銅鉱石の自主開発比率は平成12年31%から平成22年には43%へ上昇している。
 鉄鉱石は、平成15年以降、自主開発権益比率、当該税制の利用割合ともに着実に上昇している。また、平成20年度に当該税制の認定を受けたナミザ社(ブラジル)保有鉱山における生産が平成21年から開始されたことにより、平成21年の自主開発比率は36.3%に上昇した。今後、同鉱山における生産量は現在の約2倍に増産予定であり、これにより自主開発比率はさらに約10%上昇する効果が見込まれる。
 ウランは、平成16年度以降、自主開発権益比率が一時的に低下しているものの、今後、本税制の認定を受けたプロジェクトの生産開始が予定されており、自主開発比率の更なる上昇が見込まれる。

前回要望時の達成目標

探鉱・開発事業のための投資活動を活発化させることによって、我が国企業による開発輸入の促進を図り、自主開発比率を引き上げる。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

自主開発比率の推移(再掲)		(単位:%)				
		H18FY	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY
石油	自主開発比率	18.9	18.9	15.8	18.1	17.9
石油・天然ガス	自主開発比率(注1)	—	—	19.6	23.1	23.5
銅鉱石	自主開発比率(注2)	37.5	39.6	39.7	42.9	43.3
鉄鉱石	自主開発比率	29.8	28.6	33.3	36.3	32.5
ウラン	自主開発比率	12.5	6.2	6.0	7.4	10.3

(注1) 自主開発比率は、平成22年6月のエネルギー基本計画における「自主開発比率」指標見直しにともない、これまでの原油(輸入分)に加え、原油(国産分)と天然ガス(輸入・国産分)を追加。
 (注2) 暦年

これまでの 要望経緯	(別紙) 参照
---------------	---------

海外投資等損失準備金制度の推移（概要）

年 度	改 正 等	備 考
昭和39年度	<ul style="list-style-type: none"> 「海外投資損失準備金」の創設 	対象業種：全業種 対象地域：新開発地域 積立率：50% 株式保有割合 ：海外事業法人 1/10 ：海外投資法人 1/100
昭和45年度	<ul style="list-style-type: none"> 「石油開発投資損失準備金」の新設 	対象資源：石油 対象地域：限定なし 積立率：探鉱に限り50%
昭和46年度	<ul style="list-style-type: none"> 「海外投資損失準備金」の対象地域を新開発地域以外にも拡大。 「石油開発投資損失準備金」を「資源開発投資損失準備金」に改組 	積立率：10%（新開発地域以外） 対象資源：金属鉱物、原料炭、可燃性天然ガス、木材を追加（翌年ほたる石を追加） 積立率：探鉱段階100%に引き上げ 開発段階30%を認める。 長期融資を対象とする
昭和48年度	<ul style="list-style-type: none"> 「海外投資損失準備金」と「資源開発投資準備金」を統合し、「海外投資等損失準備金」となる。 	積立率：開発段階50%に引き上げ。 資源開発投資法人に対する株式譲渡の規定を設ける。
昭和50年度	<ul style="list-style-type: none"> 一般海外投資の準備金の改正 資源開発投資の改正 	準備金：新開発地域に限定 国内で行う可燃性天然ガス事業を対象。資源開発事業法人として外国政府を追加等 資源開発投資法人に対する株式譲渡の規定を廃止等。
昭和51年度	<ul style="list-style-type: none"> 株式譲渡の規定廃止 積立率の改正 	積立率 一般事業 → 30%に引き下げ 資源開発事業 → 40%に引き下げ 新開発地域での特定海外工事契約 → 7%の積立てを認める
昭和53年度	<ul style="list-style-type: none"> 特定法人の追加 対象資源の追加 使用済核燃料再処理事業債権の追加 	特定法人に使用済核燃料再処理事業法人を追加。 対象資源に水産動植物、飼料用穀物、並びに採油に適する種子及び果実を追加。
昭和55年度	<ul style="list-style-type: none"> 特定海外工事契約の規定を廃止 	
昭和58年度	<ul style="list-style-type: none"> 使用済核燃料再処理事業債権を廃止。（「使用済核燃料再処理準備金」（第57条の3）の新設） 	

年 度	改 正 等	備 考
昭和 5 9 年度	・ 積立率の引き下げ	特定海外事業法人、特定投資事業法人の積立率を 1 0 %に引き下げ。 (第 5 5 条の 2 →特定海外債権 に対する海外投資等損失準備金を追加。積立率 1 %、1 年据置後全額取消し)
昭和 6 1 年度	・ 積立率の引き下げ	特定海外経済協力事業法人、特定海外経済協力投資法人の積立率を 2 3 %に引き下げ。
平成 2 年度	・ 積立率の引き上げ	植林事業の育苗までの期間の積立率を 4 0 %から 1 0 0 %に引き上げ。
平成 1 0 年度	・ 付随事業法人への出資も可能とする資源開発投資法人の資格要件の変更 ・ 積立率の引き下げ	開発段階の積立率を 4 0 %から 3 0 %に引き下げ。
平成 1 1 年度	・ 中小海投損及び経済協力海投損の廃止	(資源海投損は継続)
平成 1 2 年度	・ 適用期限の延長 (平成 1 4 年 3 月 3 1 日まで)	
平成 1 4 年度	・ 適用期限の延長 (平成 1 6 年 3 月 3 1 日まで)	
平成 1 5 年度	・ 対象資源の削除	対象資源のうち水産動植物、採油に適する種子及び果実 (採取用種子等) を削除
平成 1 6 年度	・ 対象探鉱事業の削除	植林事業のうち育苗段階 (探鉱段階) までの事業を削除
平成 1 8 年度	・ 対象資源の削除	対象資源のうち蛍石を削除
平成 2 0 年度	・ 適用期限の延長 (平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで)	
平成 2 2 年度	・ 対象資源の削除 ・ 積立率の引き下げ	資源開発事業等の対象となる資源から石炭及び木材を除外 資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人の積立率を 1 0 0 %から 9 0 %に引き下げ。